

DL／ピムコ・米国債券オープン 〈愛称:Born in the USA〉

ボーン イン ザ USA

追加型投信／海外／債券



DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

中央三井アセット信託銀行株式会社

ただし、2012年4月1日付の合併により、商号を「三井住友信託銀行株式会社」とする予定です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	債券 一般	年2回	北米	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>

委託会社名 DIAMアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1985年7月1日

資本金 20億円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 4兆287億円

(2011年9月30日現在)

- 「DL/ピムコ・米国債券オープン<愛称:Born in the USA>」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年6月8日に関東財務局長に提出しており、2011年6月9日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

1

信用度の高い米国通貨建の債券に分散投資を行います。

<投資対象>

米国の国債、政府機関債に加え、米国通貨建の投資適格（「BBB-」格^{*1}以上）の社債、モーゲージ証券^{*2}およびアセットバック証券^{*3}等（格付がない場合には委託会社または委託会社より運用指図の権限の委託を受けた者が、これと同等の信用度を有すると判断したものを含まず。）の各セクターに分散投資を行います。

なお、為替リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

<信用度>

投資適格（「BBB-」格以上）の債券に分散投資を行い、ポートフォリオの平均格付^{*4}は、「A-」格以上に維持します。

*1 Moody's, S&P, Fitch等により格付されたもの。

*2 モーゲージ証券(MBS:Mortgage Backed Securities)住宅等の抵当貸付債権(住宅ローン)を多数集めてプールし、これを裏付けに発行された証券です。GNMA(政府抵当金庫:ジニーメイ)、FNMA(連邦住宅抵当公庫:ファニーメイ)、FHLMC(連邦住宅金融抵当金庫:フレディーマック)等の政府関係機関が保証をしているため、「AAA」格等の高い信用力をもつ債券です。

*3 アセットバック証券(ABS:Asset Backed Securities)自動車ローンやクレジット債権など、様々な債権を裏付けに発行される証券です。

*4 平均格付とは、各組入債券に係る信用格付を加重平均したものであり、当ファンドに係る信用格付ではありません。

2

パシフィック インベストメント マネジメント カンパニー エル エル シー(ピムコ)に運用指図に関する権限を委託します。

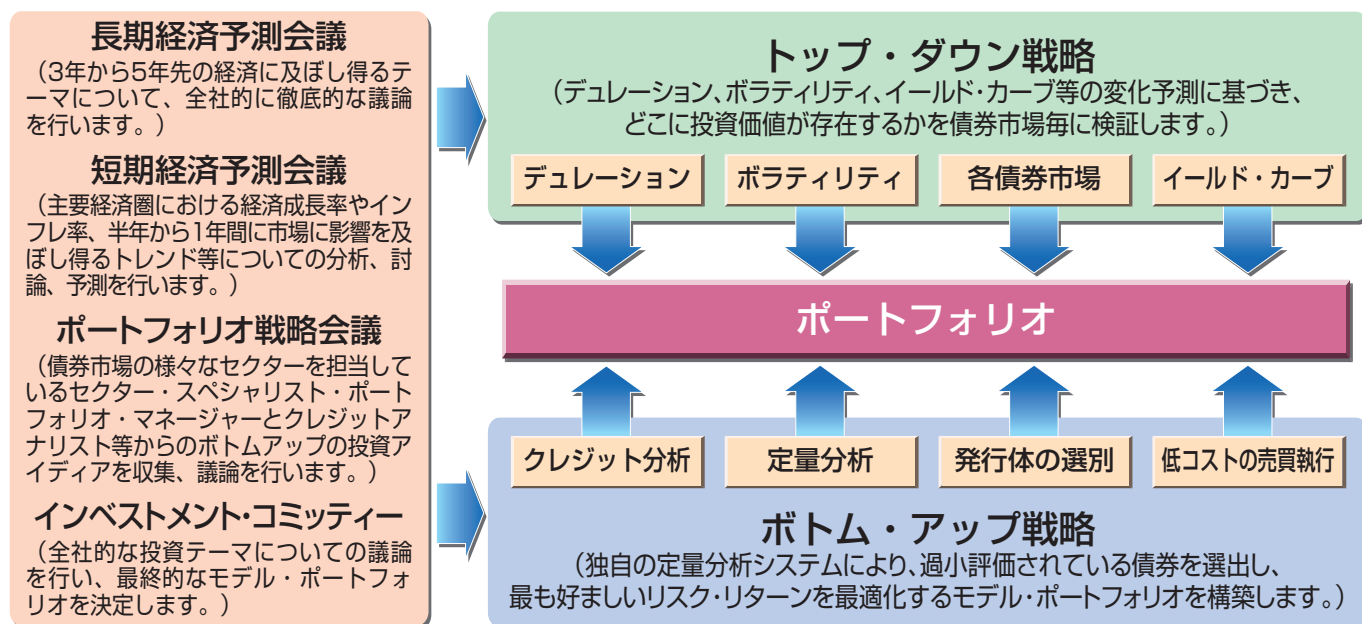
ピムコとは Pacific Investment Management Company LLC の略称です。

ピムコは、2011年6月末現在で1.34兆ドル(約108兆円、1米ドル=80.73円で換算)を超える運用資産残高となっており、世界各国の機関投資家や年金基金、個人のお客様等の運用を委託されております。

ピムコの創業者の一人である「ウィリアム・グロース(通称「ビル・グロース」)」は、「債券運用の神様」と呼ばれ、今もなおピムコの債券運用をリードしています。
1996年、米国債券運用アナリスト協会は、アメリカを代表する債券ファンド・マネジャーとして、同氏の「名誉の殿堂」(Hall of Fame)入りを決定しました。

3

運用プロセス



*上記は、ピムコの運用プロセス図です。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

4

ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。

当ファンドのベンチマークであるパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース・為替ヘッジなし)※を中長期的に上回る投資成果をめざします。

※「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス」とは、パークレイズ・キャピタル社の算出する債券ベンチマークで、米ドル建ての固定利付投資適格債券市場のパフォーマンスを表すものです。また、「円換算ベース」とは、同インデックスの現地通貨建てリターンデータを基に、委託会社が対顧客電信売買相場仲値(TTM)で円建てに換算したものです。

5

外貨建資産の為替リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、金利状況、ヘッジコスト、為替動向等に応じて為替ヘッジを行う場合があります。

ファンドの仕組み



主な投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

分配方針

年2回の決算時(毎年3月8日、9月8日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因 ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

※当ファンドでは、ポートフォリオ・デュレーションを、ベンチマークであるパークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース・為替ヘッジなし)の平均デュレーションの±1.5年以内に維持します。

信用リスク

信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落し(価格がゼロになることもあります。)、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建資産が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落(円高)度合いによっては、当該資産の円ベースの評価額が減価し、ファンドの基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と米ドルの為替レートの変化がファンドの資産価値に大きく影響します。

期限前償還リスク(プリペイメント・リスク)

期限前償還リスク(プリペイメント・リスク)とは、モーゲージ証券およびアセットバック証券の原資産となっている住宅ローンおよびリース・ローン等の期限前返済の増減にともなう金利感応度の変化によって、モーゲージ証券およびアセットバック証券等の価格が変化するリスクをいいます。一般に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります。(期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。)なお、期限前償還が価格に影響を与える度合いは、各々のモーゲージ証券およびアセットバック証券の特性によって様々であり、IO(Interest Only:元本部分から分離したクーポン部分の証券)およびPO(Principal Only:クーポン部分を切り離した元本部分の証券)等の一部のモーゲージ証券およびアセットバック証券は、大きく価格が変化する可能性があります。したがって、モーゲージ証券およびアセットバック証券の原資産となっているローン等の期限前返済の増減が、当ファンドの資産価値に影響をおよぼします。

2.投資リスク

再投資リスク

再投資リスクとは、公社債等の利息、モーゲージ証券およびアセットバック証券等の期限前償還などによって生じたキャッシュを、その時の実勢金利にて再投資しなければならないため、当初期待した利回りを享受できなくなるリスクをいいます。一般に利率の高い公社債、あるいは金利低下時のモーゲージ証券およびアセットバック証券は、満期までに受取る利息または償還金が多くなるため、それら証券の価格変動が増大する傾向にあります。したがって、モーゲージ証券およびアセットバック証券等から期限前に一部償還される一部償還金の増減が、当ファンドの資産価値に影響をおよぼします。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

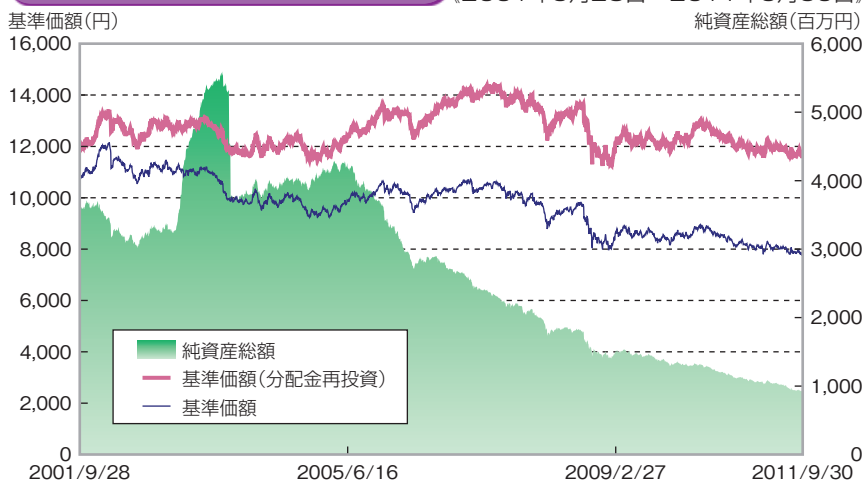
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、ベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用パフォーマンス評価を、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。
- 運用の外部委託先に対しては、投資一任契約に基づき、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などを伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用本部、運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

基準価額・純資産の推移

《2001年9月28日～2011年9月30日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:1999年4月28日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第21期 (2009.09.08)	100円
第22期 (2010.03.08)	80円
第23期 (2010.09.08)	80円
第24期 (2011.03.08)	80円
第25期 (2011.09.08)	80円
設定来累計	3,970円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

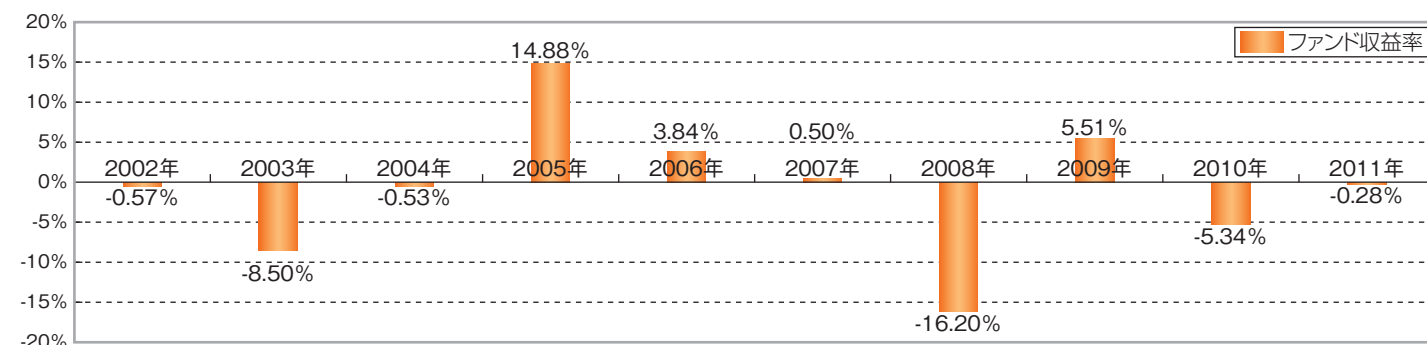
ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	米国	36.97
地方債証券	米国	2.97
特殊債券	米国	35.37
社債券	米国	12.71
	オランダ	0.54
	小計	13.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11.44
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	US T N/B 3.125 05/15/21	国債証券	米国	3.13	2021/5/15	17.43
2	US T N/B 3.375 11/15/19	国債証券	米国	3.38	2019/11/15	8.82
3	FNMA PASS #932864	特殊債券	米国	4.00	2040/12/1	8.49
4	US T BILL 02/23/12	国債証券	米国	-	2012/2/23	4.97
5	FNMA PASS #AE0307	特殊債券	米国	4.00	2025/5/1	3.85
6	US T N/B 4.375 11/15/39	国債証券	米国	4.38	2039/11/15	3.46
7	FNMA PASS #257169	特殊債券	米国	4.50	2038/3/1	2.72
8	FNR 2001-51 PZ PAC WM31 WC6.9	特殊債券	米国	6.50	2031/10/25	2.08
9	FHLMC DN 10/24/11	特殊債券	米国	-	2011/10/24	1.66
9	FHLMC DN 10/31/11	特殊債券	米国	-	2011/10/31	1.66

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円) ※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。
購入価額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2011年6月9日～2012年6月8日 ※ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日:1999年4月28日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として毎年3月8日、9月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取りコース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:ピムコ米国債)

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入価額に、 1.26%(税抜1.2%)を上限として 各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、お申込手数料はかかりません。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年1.365%(税抜1.30%) の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
	時期	項目	費用	
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.365%(税抜1.30%)
			配分	委託会社 年率0.7875%(税抜0.75%)
			販売会社 年率0.5250%(税抜0.50%)	
			受託会社 年率0.0525%(税抜0.05%)	
※委託会社の信託報酬には、投資顧問会社であるパシフィック インベストメント マネジメント カンパニー エル エル シーへの投資顧問報酬(信託財産の純資産総額に対して年率0.40%)も含まれます。				
その他費用・手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度がかかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。			

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。
※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。
※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※上記は、2011年9月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。